

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 岩井悠
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2023年6月6日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	新電元工業株式会社
証券コード	6844
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（海外パートナーシップ）
氏名又は名称	エルエスブイ・アセット・マネジメント (LSV Asset Management)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、センタービル・ロード 271 1、スイート 400、コーポレーション・サービス・カンパニー気付
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号丸の内トラストタワー本館 26 階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 西村佳祐
電話番号	03-6384-3300

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	2019年10月24日
訂正箇所	令和元年10月31日に提出しました変更報告書No.1は提出事由に該当しないので取り下げます。